

地域医療支援体制構築事業実施に係る留意事項

- (1) 補助対象となる派遣は、派遣先医療機関の医師等が新型コロナウイルス対応に従事するために他の医療機関に応援に行き、または自院の新型コロナウイルス対応に従事しているため、厳しい診療状況となっている場合に限る。
- (2) 派遣元は、医療機関として、1か月のべ5日以上（派遣先医療機関の常勤医師等の勤務時間に準ずる。）の派遣を行うこと。
- (3) 補助対象となる派遣期間は2か月を上限とする。
- (4) 派遣元が派遣する医師等について、当該派遣期間の雇用調整助成金を受給する場合は雇用調整助成金分を対象経費から控除すること。
- (5) 補助対象となる派遣人数の上限は、派遣先医療機関において新型コロナウイルス対応に従事することにより地域で維持する必要がある医療機能に従事できない医師等の数とする。